

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人東広島市観光協会会長(以下、「会長」という。)は、中心市街地(東広島市中心市街地活性化基本計画において定められた中心市街地の区域をいう。次条第1項において同じ。)を活性化するために行われる伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、中心市街地において伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備事業を行い、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請した年度内に宿泊客の受入募集を開始すること。
- (2) 当該施設に関し、関係法令を全て遵守すること。
- (3) 納付すべき市税について滞納がないこと。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 申請内容に基づき、原則、継続して3年以上事業を行い、観光客の宿泊需要に対応すること。

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法第122号)第2条第1項、第5項、第11項又は第13項に掲げる施設及びこれに類する施設については補

助の対象外とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は以下のとおりとする。

補助対象経費	内容
工事費 備品購入費 その他事業に必要な経費	伝統的建築物等への宿泊を伴う滞在・体験施設整備のための補修、設備等の購入等の経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限は100万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、会長が別に定める募集期間内に、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 補助対象者の定款等(補助対象者が法人等の場合)
- (2) 住民票(補助対象者が個人の場合)
- (3) 登記事項証明書(補助対象者が法人の場合)
- (4) 誓約書(別記様式第2号)
- (5) 位置図・平面図(整備前、整備後)
- (6) 事業(変更)計画書(別記様式第3号)
- (7) 市税の滞納がないことの証明書
- (8) 整備前の写真(外部、内部)
- (9) 整備費等見積明細書(補助対象経費が明確に判別できるもの。)
- (10) 整備予定施設の使用の権原を有することを証する書類
- (11) その他会長が必要と認める書類

(補助対象事業の選定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第4号。以下「決定通知書」という。)又は伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更及び廃止)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の

内容若しくは補助事業対象経費を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止するとき
は、あらかじめ伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業変
更承認申請書（別記様式第6号）に必要な書類を添えて会長に提出し、会長の承認を受け
なければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を伝統的
建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業変更承認通知書（別記様
式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告及び助言）

第8条 会長は、補助事業者の事業実施状況について、必要があると認めるときは、状況報
告を求め、聴き取り調査及び現地調査等を行い助言を行うものとする。

2 補助事業者は、事業実施に際して公益社団法人東広島市観光協会の会員となり、公益社
団法人東広島市観光協会と密接に連携し、観光及びまちづくりの振興、地域経済の活性化
及び文化の向上に協力しなければならない。

（事業開始の届出）

第9条 補助事業者は、事業を開始したときは、遅滞なくその旨を伝統的建築物等を活用し
た滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業開始届（別記様式第8号）により会長に届
け出なければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の支払が完了した日又は当該年度の末日のい
ずれか早い日までに、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援
事業実績報告書（別記様式第9号）を次に掲げる書類その他これらに準ずる書類を添えて、
会長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る経費の領収書又は支払を証明する書類その他これらに準ずる書類の写
し

(2) 補助事業の実施前後の写真

(3) その他会長が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業を開始して以降5年間にわたり、年度ごとに受入日数と受入者数、
受入者数のうち外国人数を月別に記入し、書面で提出すること。様式については自由とす
る。

（補助金の額の確定）

第11条 会長は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、その内容を速やかに
審査し、適正であると認めたときは、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテ
ンツの整備支援事業補助金額確定通知書（別記様式第10号）により、当該補助事業者に
通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、
補助金交付請求書（別記様式第11号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 会長は、補助事業者が補助金の交付決定に際して付した条件又はこの要綱に違反
したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、やむをえな
い場合はこの限りでない。

2 前項に規定する交付決定の取消しは、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コン
テンツの整備支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により、当該補助
事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 会長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交
付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定
める。

附 則

この要綱は、平成30年9月19日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 東広島市観光協会会長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 () -

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金の交付を受けたので、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金の交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

予定施設名	
施設所在地	
施設所有者	住所 氏名
工事等実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事等見積金額	円
事業開始予定日	年 月 日

添付書類

- (1) 補助対象者の定款等（補助対象者が法人等の場合）
- (2) 住民票（補助対象者が個人の場合）
- (3) 登記事項証明書（補助対象者が法人等の場合）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 位置図・平面図（整備前、整備後）
- (6) 事業（変更）計画書（様式第3号）
- (7) 市税の滞納がないことの証明書
- (8) 整備前の写真（外部、内部）
- (9) 整備費等見積明細書（補助対象経費が明確に判別できるもの。）
- (10) 整備予定施設の使用の権原を有することを証する書類
- (11) その他会長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金誓約書

平成 年 月 日

公益社団法人 東広島市観光協会会長様

申請者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） -

当申請者は、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付要綱に定める補助制度の申請手続きを行うにあたり、当申請者は「暴力団員はいないこと」、「暴力団との関わりはないこと」を誓約します。

また、補助金の交付決定後に、当申請者が「暴力団員であること」、「暴力団との関わりがあること」が判明し、補助金の返還を命じられた場合には、補助金を返還することを併せて誓約します。

事業（変更）計画書

1 事業の計画

事業者氏名 又は団体名	
施設所在地	
施設所有者	住所 氏名
対応予定者	
インバウンド対応	可・否
事業開始予定日	年 月 日

2 事業準備の状況

3 事業の目的・動機

4 事業の具体的内容

注 実際に体験できる内容や、セールスポイント、創意工夫した点等を記載してください。

別記様式第4号（第6条関係）

平成 年 月 日

様

公益社団法人 東広島市観光協会会長 閣

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業
補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付申請については、次のとおり交付することに決定したので、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付金額 金 円

予定施設名	
施設所在地	
施設所有者	住所 氏名
工事等実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事等見積金額	円
事業開始予定日	年 月 日

交付条件

- 1 この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 事業を開始したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出ること。
- 3 事業の内容を変更するとき又は事業を中止若しくは廃止するときは、あらかじめ会長の承認を受けること。
- 4 交付決定の内容又は伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付要綱に違反したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

別記様式第5号（第6条関係）

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業
補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日

様

公益社団法人 東広島市観光協会会長 様

平成 年 月 日付けで申請のあった伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光
コンテンツの整備支援事業補助金交付申請については、次とおり交付しないことに決定し
たので、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付
要綱第6条の規定により通知します。

交付しない理由

別記様式第6号（第7条関係）

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業変更承認申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 東広島市観光協会会長 様

申請者 住所
氏名 [Ⓜ]
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 () - -

平成 年 月 日 付けで交付決定を受けた伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業の内容について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の理由	
2 変更の内容	変更前 変更後

添付書類

- 1 事業（変更）計画書（別記様式第3号）
- 2 その他会長が必要と認める書類

別記様式第7号（第7条関係）

平成 年 月 日

様

公益社団法人 東広島市観光協会会長 閣

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業変更承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業の変更については、次のとおり承認することに決定したので、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 承認の内容

2 変更の内容

変更前	変更後

別記様式第8号（第9条関係）

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業開始届

平成 年 月 日

公益社団法人 東広島市観光協会会長 様

住所氏名 ^①
 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]
 電話番号 () - -

平成 年 月 日付けで補助金の交付の決定を受けた事業を開始したので、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業開始年月日	年 月 日 (受入を開始した日)
施設名	
最大受入数	
受入日	
その他	※受入募集の告知方法等について記載すること。

別記様式第9号（第10条関係）

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業実績報告書

平成 年 月 日

公益社団法人 東広島市観光協会会長 様

住所
氏名 [㊤]
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 () - -

平成 年 月 日付で補助金の交付の決定を受けた伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業について、補助事業が完了したので、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 施設名
施設所在地
- 2 補助事業に要した経費及び補助金額
要した経費 円
補助金額 円（千円未満の端数は切り捨て）

添付書類

- (1) 補助事業に係る経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (2) 補助事業を実施した前後の写真
- (3) その他会長が必要と認める書類

別記様式第10号（第11条関係）

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金額確定通知書

平成 年 月 日

様

公益社団法人 東広島市観光協会会長 様

平成 年 月 日付けで交付の決定をした伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金について、次のとおり確定したので、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、通知します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 確定額 | 円 |

別記様式第11号 (第12条関係)

補助金交付請求書

平成 年 月 日

公益社団法人 東広島市観光協会会長 様

住所
氏名 ^印
 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]
 電話番号 () -

平成 年 月 日付けで交付の決定を受けた伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金について、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、請求します。

1 請求金額 金 円
 (交付確定額 金 円から受領済額 金 円を減じた額)

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫	支店・本店
店 舗 名	農協・組合	支所・出張所
預金種別		※ 右詰めで記入 すること。
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

別記様式第12号（第13条関係）

平成 年 月 日

様

公益社団法人 東広島市観光協会会長 閣

伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業

補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付けで交付の決定をした伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金については、次のとおりその（全部・一部）を取り消したので、伝統的建築物等を活用した滞在・体験型観光コンテンツの整備支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、通知します。

1	交付決定額	金	円
2	変更後の交付金額	金	円
	更正決定額		円

3 取消しの理由